

地方独立行政法人さんむ医療センター女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 (男女の賃金の差異)

公表日 令和6年6月30日

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（令和元年5月改正、令和4年4月全面施行。）」に基づき、常時使用する労働者301人以上の事業主として、男女の賃金の差異について、下記のとおり公表します。

記

1 男女の賃金の差異

項目	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	60.8%
正職員	62.6%
非常勤職員	83%

2 対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

3 賃金の定義

基本給、期末手当・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当等を含み、退職手当を除く。